

令和 8 年度消費生活講座実施要項

1 目 的

消費者被害が後を絶たないことから、市民を対象に消費生活講座を実施することにより、複雑・多様化する商品、サービス、取引方法等について、消費者意識の高揚を図るとともに、自立した消費者の育成に努めることとする。

2 対 象

市内小・中・高等学校及び PTA、市民団体、市内地域交流センター等が企画する消費生活講座。

3 実施方法

講座を企画する団体の希望に合わせて、講師を派遣する。

4 経費負担

講師派遣に係る経費は無料。ただし、会場等の施設使用料（備品使用料）、有償資料代等は申込団体が負担する。

5 講 師

消費生活コンサルタント、落語家、金融広報アドバイザー等

6 申込から実施まで

・ 申込み

開催月の 2 か月前までに「消費生活講座等申込書」を市役所市民生活課へ提出。

・ 決定

申込者へ実施日時、場所、講師等について通知。

・ 結果報告

講座終了後、「消費生活講座等実施結果」を市役所市民生活課へ提出。

7 その他

受講者数については、概ね 20 人以上とする。